２　困難なもの　36点
３　著しく困難なもの　60点
Ｉ０２０　暫間固定装置の除去（１装置につき）　30点
Ｉ０２１　根管内異物除去（１歯につき）　150点
Ｉ０２２　有床義歯床下粘膜調整処置（１顎１回につき）　110点
Ｉ０２３　心身医学療法
１　入院中の患者　150点
２　入院中の患者以外の患者
イ　初診時　110点
ロ　再診時　80点
注１　区分番号Ａ０００に掲げる初診料を算定する初診の日において心身医学療法を行った場合は、診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。
２　入院中の患者については、入院の日から起算して４週間以内の場合にあっては週２回、入院の日から起算して４週間を超える場合にあっては週１回に限り算定する。
３　入院中の患者以外の患者については、初診日から起算して４週間以内の場合にあっては週２回、初診日から起算して４週間を超える場合にあっては週１回に限り算定する。
４　20歳未満の患者に対して心身医学療法を行った場合は、所定点数に所定点数の100分の100に相当する点数を加算する。
Ｉ０２４　鼻腔栄養（１日につき）　60点
Ｉ０２５　酸素吸入（１日につき）　65点
注１　使用した精製水の費用は、所定点数に含まれる。
２　人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれる。
Ｉ０２６　高気圧酸素治療（１日につき）　3,000点
Ｉ０２７　人工呼吸
１　30分までの場合　242点
２　30分を超えて５時間までの場合　242点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算して得た点数
３　５時間を超えた場合（１日につき）　819点
注　使用した精製水の費用及び人工呼吸と同時に行う呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測定若しくは非観血的連続血圧測定又は酸素吸入の費用は、所定点数に含まれる。
Ｉ０２８　削除
Ｉ０２９　周術期等専門的口腔衛生処置（１口腔につき）
１　周術期等専門的口腔衛生処置１　92点
２　周術期等専門的口腔衛生処置２　100点
注１　１について、区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)又は区分番号Ｂ０００－７に掲げる周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)を算定した入院中の患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)又は区分番号Ｂ０００－７に掲げる周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)を算定した日の属する月において、術前１回、術後１回に限り算定する。
２　１について、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した日の属する月において、月１回に限り算定する。
３　２については、区分番号Ｂ０００－５に掲げる周術期等口腔機能管理計画策定料の注１に規定する管理計画に基づき、口腔機能の管理を行っている患者（がん等に係る放射線治療又は化学療法を実施する患者に限る。）に対して、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔粘膜に対する処置を行い、口腔粘膜保護材を使用した場合に、一連の周術期等口腔機能管理を通じて１回に限り算定する。
４　２について、１を算定した日は別に算定できない。
５　周術期等専門的口腔衛生処置１又は周術期等専門的口腔衛生処置２を算定した日の属する月において、区分番号Ｉ０２９－２に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置及び区分番号Ｉ０３０に掲げる機械的歯面清掃処置は、別に算定できない。
Ｉ０２９－２　在宅等療養患者専門的口腔衛生処置（１口腔につき）　120点
注１　区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定した患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃処置を行った場合に、月１回に限り算定する。
２　区分番号Ｃ００１に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定した日は算定できない。
３　在宅等療養患者専門的口腔衛生処置を算定した日の属する月において、区分番号Ｉ０３０に掲げる機械的歯面清掃処置は、別に算定できない。
Ｉ０２９－３　口腔粘膜処置（１口腔につき）　30点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により当該処置を行った場合に算定する。ただし、２回目以降の口腔粘膜処置の算定は、前回算定日から起算して１月経過した日以降に行った場合に限り、月１回に限り算定する。
Ｉ０３０　機械的歯面清掃処置（１口腔につき）　68点
注１　区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料、区分番号Ｂ００２に掲げる歯科特定疾患療養管理料又は区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定した患者のうち、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、歯科疾患の管理を行っているもの（区分番号Ｉ０２９に掲げる周術期等専門的口腔衛生処置、区分番号Ｃ００１に掲げる訪問歯科衛生指導料又は区分番号Ｎ００２に掲げる歯科矯正管理料を算定しているものを除く。）に対して機械的歯面清掃を行った場合は、２月に１回に限り算定する。ただし、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注６、区分番号Ａ００２に掲げる再診料の注４若しくは区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料の注６に規定する加算を算定する患者又は妊婦については月１回に限り算定する。
２　区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料の注10に規定する加算、区分番号Ｉ０１１－２に掲げる歯周病安定期治療(Ⅰ)、区分番号Ｉ０１１－２－２に掲げる歯周病安定期治療(Ⅱ)又は区分番号Ｉ０２９－２に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置を算定した月は算定できない。
Ｉ０３１　フッ化物歯面塗布処置（１口腔につき）
１　う蝕多発傾向者の場合　110点
２　在宅等療養患者の場合　110点
３　エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合　130点
注１　１については、区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号Ｂ００２に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定したう蝕多発傾向者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月１回に限り算定する。ただし、２回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して２月を経過した日以降に行った場合に限り、月１回に限り算定する。
２　２については、区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定し、初期の根面う蝕に罹患している在宅等で療養を行う患者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月１回